

1 所得税、市民税・県民税、相続税および贈与税

対象となるかた	控 除 額 等			
	所得税	市・県民税	相続税	贈与税
I 納税者本人が次の①～③の場合など ①身体障害者手帳1、2級のかた ②療育手帳Aのかた ③精神障害者保健福祉手帳1級のかた	[所得控除] 障がい者 1人につき 40万円	[所得控除] 障がい者 1人につき 30万円	[税額控除] 相続人が、 ①・②・③の 場合 20万円× (85歳－ 相続開始時 の年齢)	①・②・③のかたが 生活費などに充て るために、一定の 特定障害者扶養信 託契約に基づき、 信託受益権を取得 した場合には、そ の信託受益権の価 額のうち、 6,000万円 ま で非課税
II 同一生計配偶者や扶養親族が①・②・③の場合など				
III IIの対象となるかたが、同居の場合	75万円	53万円		
IV 納税者本人が次の④～⑥の場合など ④身体障害者手帳3～6級のかた ⑤療育手帳Bのかた ⑥精神障害者保健福祉手帳2、3級のかた	[所得控除] 障がい者 1人につき 27万円	[所得控除] 障がい者 1人につき 26万円	[税額控除] 相続人が、 ④・⑤・⑥の 場合 10万円× (85歳－ 相続開始時 の年齢)	④・⑤・⑥のかたが 生活費などに充て るために、一定の 特定障害者扶養信 託契約に基づき、 信託受益権を取得 した場合には、そ の信託受益者の価 格のうち、 3,000万円 ま で非課税
V 同一生計配偶者や扶養親族が④・⑤・⑥の場合など				

7

税金の控除等

※控除額は、令和7年4月1日現在のものです。

※令和7年度市民税・県民税（令和6年中の所得等）における障害者控除は、令和6年12月31日時点の現況によります。令和7年1月1日以降に初めて障がい認定を受けた場合、令和7年度市民税・県民税における障害者控除の対象とはなりません。

※心身障害者扶養共済制度で支給される給付金（脱退一時金を除く）には、所得税はかかりません。また、この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

◆ お問合せ先

所得税、相続税、贈与税について

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901

市民税・県民税について

市民税課 TEL 888-5476

FAX 888-5474

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp

2 個人事業税

両眼の視力を喪失したかた又は両眼の視力が0.06以下のかたで、あんま、はり、きゅうなどの医業に類する事業を個人で行っているかたは、事業税の対象になりません。

◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第一課

TEL 860-3338 FAX 860-3333

e-mail sogokenzei@pref.akita.lg.jp

3 預貯金

障がいのあるかたは、元金が350万円までの銀行の預貯金等の利子が非課税になります。

お問合せは、お近くの金融機関の窓口まで

4 自動車税種別割、自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割

障がいのあるかたが取得又は所有する自動車は、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免が受けられます。

減免を受けることができるのは、障がい者1人につき1台です。

軽自動車税種別割と自動車税種別割の両方を減免することはできません。

※令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に、自動車取得税は「自動車税環境性能割」、「軽自動車税環境性能割」になりました。

※軽自動車税種別割については、53ページをご覧ください。

◆ 減免を受けられる自動車

次の①②③のいずれかで、

- ・ 4月1日現在、障がい者本人が所有しているもの
- ・ 4月1日以降、障がい者本人が取得するもの

障がい者が18歳未満、知的障がい者、精神障がい者の場合は、家族名義の自動車でも可。

①本人運転……障がい者本人が運転する自動車

②家族運転……同居し、生計を一にするかた（住民票の住所が同じかた）が障がい者の通学、通院、通所、生業のために、運転する自動車

③介護者運転…障がいのあるかたの通学、通院、通所、生業のために、常時介護するかたが運転する自動車
（障がい者の世帯が手帳所持者のみであることと、1年以上かつ週3日以上障がい者本人のために運転を行うのが条件です。）

（注）自動車税種別割は、新車および中古新規登録のみ該当します。

減免を受けている自動車の処分方法によっては、減免を受けられない場合があります。

◆ **自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書**

②と③は、自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書が必要です。
証明書の有効期間は、発行された日から1か月間です。

次の書類を持参し、申請してください。

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○運転免許が分かるもの

○車検証（新規登録の場合は不要）

○通院、通学証明書等（常時介護の場合）

申請先

〈身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた〉

障がい福祉課（秋田市役所 本庁舎 1階）

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた〉

健康管理課（秋田市保健所 1階）

TEL 883-1180 FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

◆ **自動車税種別割の減免申請受付期間**

自動車税種別割の減免申請の受付期間は、毎年4月1日から6月30日
（6月30日が休日の場合はその次の平日）までです。

また、新たに自動車を取得する際に、自動車税種別割や自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割がかかる場合は、自動車の登録をする時に、秋田県総合県税事務所長（自動車会議所内の申告窓口）に申告書の提出と減免申請を行ってください。

証明書等が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 減免の対象となるかた

(令和7年4月1日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた)

障がいの区分 運転の区分		本人の運転	家族・介護者の運転	備 考
視 覚 障 害		1 級～4 級	1 級～4 級	複数の障がいの区分に該当する場合、身体障害者手帳表面に記載されている総合等級を、それぞれの障がいの級別とみなす。 例：上肢4級、下肢3級、総合等級2級→上肢・下肢ともに2級とみなす。 ※ ₁ 一上肢のみに運動機能障害がある者を除く。 ※ ₂ 3級の場合、一下肢のみに運動機能障害がある者を除く。
聴 覚 障 害		2 級・3 級	2 級・3 級	
平 衡 機 能 障 害		3 級	3 級	
喉頭摘出による音声機能障害		3 級	—	
上 肢 不 自 由		1 級・2 級	1 級・2 級	
下 肢 不 自 由		1 級～6 級	1 級～3 級	
体 幹 不 自 由		1 級～3 級・5 級	1 級～3 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級・2 級 ※ ₁	1 級・2 級 ※ ₁	
	移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級 ※ ₂	
心臓機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
じん臓機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
呼吸器機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
ぼうこう・直腸の機能障害		1 級・3 級・4 級	1 級・3 級	
小腸の機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級	
肝臓の機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級	
知 的 障 が い		療育手帳A	療育手帳A	
精 神 障 が い		精神障害者保健福祉手帳1 級	精神障害者保健福祉手帳1 級	

※車椅子の昇降装置、固定装置や浴槽を装着する等の特別の仕様により製造されたものや、一般の軽自動車に同様の構造変更が加えられたもので、自動車検査証の車体の形状欄の記載が、「身体障害者輸送車」、「入浴車」、「車いす移動車」、「患者輸送車」である自動車も減免の対象になります。

※戦傷病者手帳をお持ちのかたは、県税事務所にお問合せください。

※減免の基準は、令和7年4月1日現在のものです。

◆ 必要書類

○減免申請書 秋田県総合県税事務所に備え付けています。
秋田県ホームページ（<https://www.pref.akita.lg.jp>）
からもダウンロードできます。
「自動車税 減免」で検索してください。



○身体障がいのあるかた…身体障害者手帳又は戦傷病者手帳

○知的障がいのあるかた…療育手帳

○精神障がいのあるかた…精神障害者保健福祉手帳

○運転するかたの運転免許証又はマイナ免許証※

○生計同一証明書、常時介護証明書（必要な場合）

○車検証

※マイナ免許証を使用する場合は、「マイナ免許証読み取りアプリ」
などから運転免許情報の提示を求める場合があります。

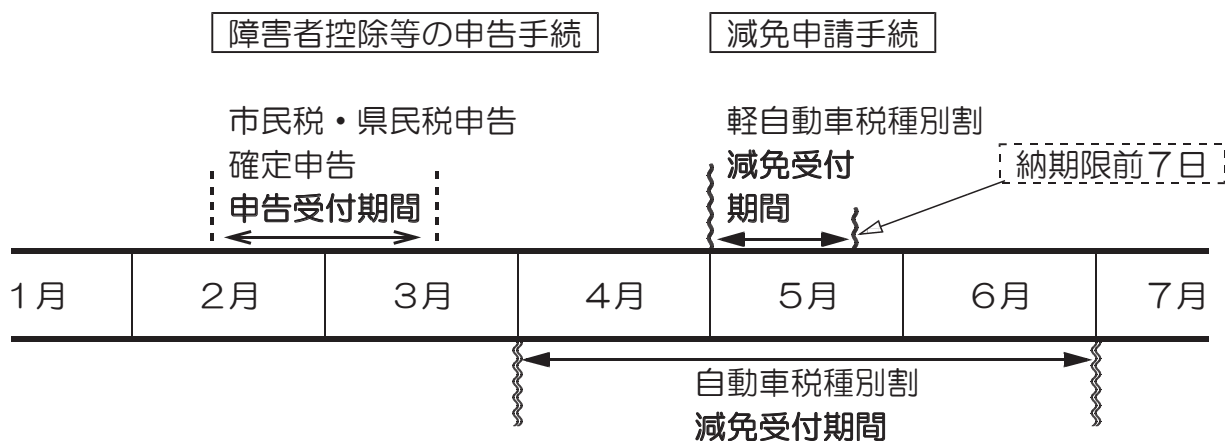
◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第四課

TEL 860-3339 FAX 860-3930

e-mail sogokenzei@pref.akita.lg.jp

◆ 減免等申請手続き時期一覧



5 軽自動車税種別割

障がいのあるかたが所有する軽自動車などについて、軽自動車税種別割の減免が受けられます。

◆ 減免の対象となる軽自動車等

- ①障がいのあるかたが所有し、運転するもの
- ②障がいのあるかたが所有し、専らその通学、通院、通所又は生業のために生計を一にするかたが運転するもの（ただし、身体障がいのあるかたが18歳未満の場合や、精神障がい、知的障がいのあるかたについては生計を一にしているかたが所有する車も対象となります。）
- ③手帳を所持しているかたのみで構成される世帯のかたが所有し、専らその通学通院、通所又は生業のために、常時介護するかたが運転するもの
※福祉改造車両についても減免制度がありますので、お問合せください。

◆ 対象（令和7年4月1日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた）

運転の区分 障がいの区分		本人の運転	家族・介護者の 運転	備 考
視 覚 障 害		1 級～4 級	1 級～4 級	複数の障がいの 区分に該当する場 合、身体障害者手 帳表面に記載され ている総合等級 を、それぞれの障 がいの級別とみな す。 例：上肢4級、下 肢3級、総合等級 2級→上肢・下肢 ともに2級とみな す。 ※ ₁ ー上肢のみに 運動機能障害が ある者を除く。
聴 覚 障 害		2 級・3 級	2 級・3 級	
平衡機能障害		3 級	3 級	
喉頭摘出による音声機能障害		3 級	—	
上 肢 不 自 由		1 級・2 級	1 級・2 級	
下 肢 不 自 由		1 級～6 級	1 級～3 級	
体 幹 不 自 由		1 級～3 級・5 級	1 級～3 級	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1 級・2 級 ※ ₁	1 級・2 級 ※ ₁	
	移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級 ※ ₂	
心 臓 機 能 障 害		1 級・3 級	1 級・3 級	※ ₂ 3 級の場合、 一下肢のみに運 動機能障害があ る者を除く。
じん臓機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
呼吸器機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
ぼうこう・直腸の機能障害		1 級・3 級・4 級	1 級・3 級	
小腸の機能障害		1 級・3 級	1 級・3 級	
ヒト免疫不全ウィルスによる 免疫機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級	
肝臓の機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級	
知 的 障 がい		療育手帳A	療育手帳A	
精 神 障 がい		精神障害者保健 福祉手帳1 級	精神障害者保健 福祉手帳1 級	

◆ 減免申請について

減免申請の受付期間は、納税通知書が届いてから納期限前7日までとなります。

各年度の申請期限は、納税通知書と同封して送付される軽自動車税種別割のしおりや、広報あきた、さきがけ広報板等で、お知らせします。

期限を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。

減免申請書は、受付期間に、秋田市市民税課、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンターの窓口にて備え付けております。

対象となる車両は、普通自動車、大型自動車、二輪車、軽自動車などを含めて、年度ごとに、1人の障がい者につき、1台限りです。

減免の対象となる障害者手帳の交付を受けていることを理由として減免申請できるのは、障がいのあるかた本人に課税された軽自動車税種別割です。家族のかたに課税された軽自動車税種別割の減免はできません。

過去に減免を受けていたとしても、買替えなどで納税義務者（名義）を、障がいのあるかた以外に変更すると減免できなくなりますのでご注意ください。（身体障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者は除く。）

障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のかたのために、常時介護するかたが運転する場合は、生計を同じくしないかたが運転する車両でも、減免の対象となります。

◆ 必要書類

○減免申請書

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○運転者の運転免許証又はマイナ免許証

○車検証（電子車検証化された車両については、電子車検証および自動車検査証記録事項）

○マイナンバー（個人番号）を確認できるもの

○納税通知書

※マイナ免許証は、ＩＣチップに記録された免許情報の確認が必要です。

詳しくは市民税課までお問合せください。

◆ お問合せ先

市民税課

TEL 888-5475 FAX 888-5474

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp